

第2章 定数・任用

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員 定数条例

（平成12年8月17日）
（条例第4号）

改正 平成15年2月27日条例第21号

平成21年4月1日条例第33号

（定義）

第1条 この条例において「職員」とは、この組合に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するもの（臨時に雇用される者を除く。）をいう。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 管理者の事務部局に置く職員 | 20人 |
| (2) 議会に置く職員 | 3人 |
| (3) 監査委員の事務を補助するために置く職員 | 2人 |
| (4) 公平委員会に置く職員 | 2人 |

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。

付 則（平成15年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年条例第33号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。